令和3年度宮崎地方労働審議会 宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会 議事要旨(公開)

1 日 時 令和4年2月4日(金) 午後1:30~2:55

2 場 所 宮崎労働局労働基準部 大会議室

3 出席者 公益委員 3名

家内労働者側委員 3名

委託者側委員 3名

4 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出
- (2) 資料説明(諮問理由、関係法規、実態調査結果等)
- (3) 基本的見解の表明
- (4) 審議
- (5) 結審
- (6) その他

5 議事概要

- (1) 部会長及び部会長代理が公益委員から選任された。
- (2) 事務局から、資料に基づき説明が行われた。
- (3) 家内労働者側委員から、家内労働法は家内労働者の労働条件の向上を図り、もって家内労働者の生活の安定に資するために定められているものであること、家内労働法で定める基準は最低のものであり、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならないとされていること、家内労働者は減少傾向にあるものの、いまもなお製造業を下支えする重要な役割を担っていること、宮崎県内の婦人既製洋服製造業の家内労働者は減少傾向にあるが、委託者からの業務委託を受けている貴重な人材であること、最低工賃未満で委託できないことから、家内労働者は生活設計等、安心できる環境であること、宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃について、長年の据え置きは理解しつつ、家内労働者の労働条件の維持向上と生活の安定から、廃止せず、最低賃金の引上げ相当の改正が必要であること等の基本的見解が表明された。

委託者側委員から、事務局の諮問理由のとおり家内労働者は減少していること、実態に即した工賃設定は困難であること、現在の家内労働者については不利になる恐れはないと考えられることから、廃止諮問を支持させてもらいたいとの基本的見解が表明された。

(4) 審議の結果、宮崎県婦人既製洋服最低工賃の廃止について意見の一致が見られ

た。	
(5) 宮崎県婦人既製洋服最低工賃の廃止について、全会一致で採決され、宮]崎地方
労働審議会に報告する専門部会報告書が作成された。 (6) 東森民から今後のスケジュールが説明された。	
(6) 事務局から今後のスケジュールが説明された。	